

指定後の各種手続き等について

《目次》

I. 指定後の各種手続きについて

II. 加算を届け出た日と算定開始月について

III. 介護職員等処遇改善加算について

I 指定後の各種手続きについて

変更内容	届出期日	届出方法	具体例
法人情報の変更	変更のあった日から10日以内	郵送 又は 電子申請	・ 法人の名称 ・ 法人所在地 ・ 法人代表者など
サービス情報の変更	変更のあった日から10日以内	郵送 又は 電子申請	・ 事業所名 ・ 事業所所在地（移転） ・ 専用区画の変更など
	変更のあった日から10日以内	郵送 又は 電子申請	・ 管理者名 ・ 介護支援専門員名 ・ 運営規程 など
介護給付費算定に係る体制等	（事前の届出） 入所系 ⇒ 当月1日 居宅系 ⇒ 前月15日 ※取下げの場合、すみやかに届出ください。	郵送 又は 電子申請	変更事項により、届出方法・必要書類が異なるため、 大阪市HPをご確認ください。
廃止・休止・再開	予定日の1月前 （再開届は再開後10日以内）	来庁	

II 加算を届け出た日と算定開始月について

サービス	算定開始月
(居宅系) 訪問通所サービス、(福祉用具貸与) 居宅介護支援、介護予防支援 定期巡回・随時対応サービス 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	毎月 1 5 日以前 に届出⇒ 翌月 から算定 毎月 1 6 日以後 に届出⇒ 翌々月 から算定
(入所系) 短期入所サービス 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護保険施設(特養、老健、療養型)	届出が 受理された日の翌月 から算定 (※ 月の初日の場合は、その月 から算定)
緊急時訪問看護加算	届出が受理された日から算定

Ⅲ 介護職員等処遇改善加算について

「処遇改善加算」の制度が令和6年度より一本化（介護職員等処遇改善加算）され、加算率が引き上げられました。令和7年度では処遇改善加算の更なる取得促進に向けて、事業者の事務負担等に配慮し、キャリアパス要件Ⅰからキャリアパス要件Ⅲまでについて、令和7年度中に要件を整備することを誓約した場合は、令和7年度当初から要件を満たしものとして取り扱うことが可能とされています。また介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った事業者は、令和7年度における職場環境等要件に係る適用が猶予されます。

(旧加算)

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等支援加算	合計の加算率
Ⅰ	Ⅰ	有	22.4%
		なし	20.0%
	Ⅱ	有	20.3%
		なし	17.9%
	なし	有	16.1%
		なし	13.7%
Ⅱ	Ⅰ	有	18.7%
		なし	16.3%
	Ⅱ	有	16.6%
		なし	14.2%
	なし	有	12.4%
		なし	10.0%
Ⅲ	Ⅰ	有	14.2%
		なし	11.8%
	Ⅱ	有	12.1%
		なし	9.7%
	なし	有	7.9%
		なし	5.5%



(新加算)

介護職員等処遇改善加算（新加算）	合計の加算率	
Ⅰ	24.5	%
Ⅱ	22.4	%
Ⅲ	18.2	%
Ⅳ	14.5	%

※加算率は訪問介護の例

○介護職員等処遇改善加算について
⇒<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000248108.html>